

新公立病院改革プランの概要

団体コード	
施設コード	

	団 体 名	雲仙・南島原保健組合							
	プ ラ ン の 名 称	公立新小浜病院新改革プラン							
	策 定 日	平成 29 年 3 月 31 日							
	対 象 期 間	平成 28 年度 ～ 平成 32 年度							
病院の現状	病 院 名	公立新小浜病院	現在の経営形態		指定管理者制度(利用料金制)				
	所 在 地	長崎県雲仙市小浜町南本町93番地							
	病 床 数	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計	
		一般・療養病床の病床機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計※	※一般・療養病床の合計数と一致すること	
	診 療 科 目	科目名	一般内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、放射線科、精神科、神経内科、腎臓内科 一般外科、形成外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科 (計13科目)						
(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割(対象期間末における具体的な将来像)	公設民営(指定管理者)である。島原半島西南部地区は、入院病床数が少なく、救急告示、脳外科・心臓血管外科の専門病院を目指し、県南地区二次医療圏の中核病院として役割を担っている。しかし、心臓血管外科医の大学帰還により不在となっている。当地区は、循環器科患者が多い。本地区は諫早、大村の県央医療圏までは遠く、時間との勝負である脳外科・循環器内科に力をそそぎ、地域医療を目指す。							
	平成37年(2025年)における当該病院の具体的な将来像	周辺地域の少子高齢化の現状を鑑み、また、地域包括ケアシステムとの連携を強化するため、地域包括ケア病床への一部転向を具体的に検討している。							
	② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	地域中核病院として急性期から回復期の患者を受け入れていく。回復期以降の患者については、地域包括ケア病床の運用や地域の医療機関・福祉施設との連携によって、切れ目のないケアを展開できるようにしていく。在宅医療の後方支援病院として、リハビリ等の充実を図っていく。							
	③ 一般会計負担の考え方(繰出基準の概要)	公設民営(指定管理者)平成17年4月1日付開始。基本原則は「運営費に対する赤字補填はしない。ただし、政策的医療に対する赤字部門については政策医療交付金を交付する。(例:救急医療等)」							
	④ 医療機能等指標に係る数値目標								
	1)医療機能・医療品質に係るもの	26年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	救急患者数(人)	553	572	572	600	600	600	600	
	手術件数(件)	46	69	69	70	70	70	70	
	経皮的冠血管形成術(PCI)(件)	128	140	150	150	160	160	160	
	2)その他	26年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	危険予知トレーニング研修出席率(%)	80	80	80	80	80	80	80	
	⑤ 住民の理解のための取組	毎月行われている健康教室等で、病院の情報発信を行っている。(例:糖尿病教室/脳卒中教室/認知症カフェ)業務改善サービス向上委員会にて、接遇研修やアンケート調査(今後実施予定)を実施し、住民が利用しやすい病院を目指して改善に取り組んでいる。							

(2) 経営の効率化	① 経営指標に係る数値目標								
	1) 収支改善に係るもの	26年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	経常収支比率(%)	110.2	112.4	116.6	110.0	110.0	110.0	110.0	
	医業収支比率(%)	103.6	106.6	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	2) 経費削減に係るもの	26年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	委託費の対医業収益比率(%)	6.9	7.0	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	
	給与費の対医業収益比率(%)	54.8	50.3	54.0	56.8	56.8	56.8	56.8	
	100床当たり職員数(人)	162.8	170.4	174.6	174.6	174.6	174.6	174.6	
	3) 収入確保に係るもの	26年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	1日当たり入院患者数(人)	121.8	138.4	127.0	127.0	127.0	127.0	127.0	
	1日当たり外来患者数(人)	120.2	131.2	130.0	130.0	130.0	130.0	130.0	
	病床利用率(%)	80.1	95.1	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	
	4) 経営の安定性に係るもの	26年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
常勤医師数(人)	9	10	11	11	11	11	11		
純資産の額(千円)	389,942	564,210	695,210	826,210	957,210	1,088,210	1,219,210		
上記数値目標設定の考え方	病床利用率については、採算ベースである85%以上を維持して行くよう努めて行く。医師確保についても、循環器内科、外科、脳神経外科、整形外科に対応することができるよう増員に努めて行く。								
② 経常収支比率に係る目標設定の考え方(対象期間中に経常黒字化が難しい場合の理由及び黒字化を目指す時期、その他目標設定の特例を採用した理由)	今後とも経常収支比率100%を確保する。								
③ 目標達成に向けた具体的な取組(どのような取組をどの時期に行うかについて、特に留意すべき事項も踏まえ記入)	民間的経営手法の導入	平成17年4月1日公設民営指定管理者制度導入							
	事業規模・事業形態の見直し	事業規模については、現状規模を前提にしながらも在宅医療の後方支援病院として、急性期対応やリハビリ機能を維持しつつ、人口減少に合わせたダウンサイジングを引き続き検討する。事業形態については、現行の指定管理者制度を維持する。							
	経費削減・抑制対策	指定管理者の指定条件として、赤字補填はしないことになっている。不採算部門である診療科を標榜した場合は、政策医療交付金で対応する。							
	収入増加・確保対策	委託業務の見直し、新たな診療報酬項目の取得、DPC分析による医療の標準化、高度医療機器の活用推進、医療水準の継続的向上、医師等の人材確保による診療科目などの診療体制の見直しを引き続き行って行く。また、化学療法を行う外来機能の充実や人工透析の実施を検討している。							
	その他								
④ 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等	別紙1記載								

(3) 再編・ネットワーク化	当該公立病院の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 施設の新設・建替等を行う予定がある <input type="checkbox"/> 病床利用率が特に低水準(過去3年間連続して70%未満) <input type="checkbox"/> 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討する必要がある
	二次医療又は構想区域内の病院等配置の現況 県南医療圏においては、公立病院が本院の他に1院あり、本院は二次救急医療を、長崎県立島原病院は二次救急医療・災害医療拠点病院としてそれぞれの役割を担っている。
当該病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要 (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期>
	<内 容> 当面、現行の体制を維持し、各医療機関の機能分担や連携を推進し、地域医療構想との整合性を図りながら、かつ、公立病院の役割を果たしていきながら、地域医療情勢の変化を見極め、再編・ネットワーク化について模索していく。
(4) 経営形態の見直し	経営形態の現況 (該当箇所)に✓を記入) <input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に✓を記入、検討中の場合は複数可) <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。
	<時 期>
	<内 容> 平成17年4月から指定管理者制度を導入している。指定管理者の契約期間に合わせて、必要に応じて指定管理者を公募する可能性はあるが、現状の運用形態を前提として進めていく。
(5)(都道府県以外記載)新改革プラン策定に関する都道府県からの助言や再編・ネットワーク化計画策定への都道府県の参画の状況	特になし
※点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要) 公立新小浜病院等あり方懇話会で新改革プランの点検評価をする。
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年〇月頃等) 毎年8月頃、公表10月頃
公表の方法	組合ホームページに掲載
その他特記事項	

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度 区分		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		収							
	1. 医業収益 a	5	5	6	6	5	5	5	5
	(1) 料金収入	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) その他	5	5	6	6	5	5	5	5
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医業外収益	260	257	260	276	277	311	334	349
	(1) 他会計負担金・補助金	256	246	252	270	271	306	330	345
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長期前受金戻入	0	7	4	2	2	1	1	1
	(4) その他	4	4	4	4	4	4	4	3
	経常収益(A)	265	261	266	281	282	317	340	354
入									
	1. 医業費用 b	238	230	224	226	238	290	286	463
	(1) 職員給与費 c	31	34	32	31	33	33	33	33
	(2) 材料費	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 経費	139	137	143	150	160	152	155	113
	(4) 減価償却費	68	45	49	43	42	104	98	316
	(5) その他	0	14	0	2	3	1	1	1
	2. 医業外費用	21	25	21	20	19	19	42	70
	(1) 支払利息	18	17	16	15	14	15	37	65
	(2) その他	3	8	5	5	5	5	5	5
	経常費用(B)	259	255	245	246	256	309	328	533
出									
	経常損益(A)-(B)(C)	6	6	21	36	26	8	11	▲178
特別損益									
	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	1	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	▲1	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0
	純損益(C)+(F)	5	6	21	36	26	8	11	▲178
不良債務									
	流動資産(ア)								
	流動負債(イ)								
	うち一時借入金								
	翌年度繰越財源(ウ)								
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)								
	不良債務(オ)								
	差引 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]								
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$								
	不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$								
	医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$								
	職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$								
	地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額(H)								
	資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$								
	病床利用率								

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
収 入	1. 企業債	0	60	16	27	283	931	1,037	47	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	12	20	32	67	295	963	1,188	127	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入計 (a)	12	80	48	94	578	1,893	2,224	174	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-(b)+(c) (A)	12	80	48	94	578	1,893	2,224	174	
	支 出	1. 建設改良費	3	66	16	65	526	1,862	2,302	47
		2. 企業債償還金	79	78	86	88	94	150	151	303
3. 他会計長期借入金返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	
4. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)		82	145	102	153	620	2,012	2,453	351	
差引不足額 (B)-(A) (C)		69	64	55	59	43	118	229	176	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	69	59	54	55	42	117	202	176	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	5	1	4	1	1	27	0	
	計 (D)	69	64	55	59	43	118	229	176	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	(0) 256	(0) 246	(0) 252	(0) 270	(0) 271	(0) 306	(0) 330	(0) 345
資本的収支	(0) 12	(0) 20	(0) 32	(0) 67	(243) 295	(930) 963	(915) 1,188	(0) 127
合計	(0) 268	(0) 266	(0) 284	(0) 336	(243) 566	(930) 1,269	(915) 1,517	(0) 472

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度 区分		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		収							
1. 医業収益 a		2,046	2,141	2,563	2,175	2,070	2,070	2,070	2,076
(1) 料金収入		2,033	2,145	2,586	2,099	1,993	1,993	1,993	1,995
(2) その他		13	▲4	▲22	76	76	76	76	81
うち他会計負担金		0	0	0	0	0	0	0	0
2. 医業外収益		140	137	138	131	131	131	131	101
(1) 他会計負担金・補助金		122	121	121	115	115	115	115	85
(2) 国(県)補助金		0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 長期前受金戻入		0	0	0	0	0	0	0	0
(4) その他		17	16	17	16	16	16	16	16
経常収益(A)		2,186	2,278	2,702	2,306	2,201	2,201	2,201	2,177
入									
1. 医業費用 b		1,917	2,067	2,404	1,977	1,856	1,891	1,910	1,924
(1) 職員給与費 c		1,115	1,173	1,289	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
(2) 材料費		357	413	556	312	195	195	195	195
(3) 経費		291	314	368	206	206	206	206	206
(4) 減価償却費		9	8	9	8	8	8	8	8
(5) その他		145	159	182	276	272	307	326	339
2. 医業外費用		0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 支払利息		0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他		0	0	0	0	0	0	0	0
経常費用(B)		1,917	2,067	2,404	1,977	1,856	1,891	1,910	1,924
出									
経常損益(A)-(B)(C)		269	210	297	329	345	310	291	254
特別損益									
1. 特別利益(D)		0	0	0	0	0	0	0	0
2. 特別損失(E)		0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益(D)-(E)(F)		0	0	0	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)		269	210	297	329	345	310	291	254
累積欠損金(G)		0	0	0	0	0	0	0	0
不良債務									
流動資産(ア)		690,201	830,589	911,242	911,242	911,242	911,242	911,242	911,242
流動負債(イ)		457,206	469,529	391,255	391,255	391,255	391,255	391,255	391,255
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越財源(ウ)		0	0	0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)		0	0	0	0	0	0	0	0
不良債務(オ)		-	-	-	-	-	-	-	-
差引 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]		-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		114.0	110.2	112.4	116.6	118.6	116.4	115.2	113.2
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		106.7	103.6	106.6	110.0	111.5	109.5	108.3	107.9
職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$		54.5	54.8	50.3	54.0	56.8	56.8	56.8	56.6
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額(H)		-	-	-	-	-	-	-	-
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-
病床利用率		84.9	80.1	95.1	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
収 入	1. 企業債									
	2. 他会計出資金									
	3. 他会計負担金									
	4. 他会計借入金									
	5. 他会計補助金									
	6. 国(県)補助金									
	7. その他									
	収入計 (a)									
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)									
	前年度許可債で当年度借入分 (c)									
	純計(a)-(b)+(c) (A)									
	支 出	1. 建設改良費								
		2. 企業債償還金								
3. 他会計長期借入金返還金										
4. その他										
支出計 (B)										
差引不足額 (B)-(A) (C)										
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金									
	2. 利益剰余金処分量									
	3. 繰越工事資金									
	4. その他									
計 (D)										
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)										
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)										
実質財源不足額 (E)-(F)										

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(見込)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	(0) 122	(0) 121	(0) 121	(0) 115	(0) 115	(0) 115	(0) 115	(0) 85
資本的収支	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計	(0) 122	(0) 121	(0) 121	(0) 115	(0) 115	(0) 115	(0) 115	(0) 85

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。